

許可番号 第08310018930号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岡山市北区新屋敷町二丁目2番20号

氏 名 株式会社研美社

代表取締役 油 谷 晃 幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岡山市長 大森雅夫



許可の年月日 令和 6年 7月 3日

許可の有効期限 令和 11年 6月 12日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分 積替え(あり)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16種類(石綿含有産業廃棄物を含む。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を除く。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ

(1)積替え又は保管を行う場所及び面積並びに保管する産業廃棄物の種類

岡山市東区南古都字西端469番1の一部、字寿郷田辺り470番3、字西掛ケ472番、473番1及び字西ノ端474番1(面積1,775㎡、5か所)

①、②燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16種類(石綿含有産業廃棄物を除く。)(自動車等破砕物を除く。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん等を除く。)

③、④、⑤燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)、陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上16種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。)

(2)保管上限及び積み上げることのできる高さ

①91.8㎡(屋内保管) ②149.3㎡(屋内保管) ③37.3㎡ 2m(屋外保管) ④12.8㎡(屋内保管) ⑤162㎡(屋内保管)

3. 許可の条件

積替え又は保管を行う場所及び面積

岡山市東区南古都字西端469番1の一部、字寿郷田辺り470番3、字西掛ケ472番、473番1及び字西ノ端474番1(面積1,775㎡)

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和63年 6月13日 許可

平成14年11月 6日 変更許可(積替え保管場所の設置)

平成25年12月20日 変更許可(産業廃棄物の種類及び積替え保管を行う産業廃棄物の種類の追加)

令和 元年 7月11日 更新許可

令和 6年 7月 3日 更新許可

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無